

### 3 大気「大気公害のない、澄んだ空気と思いやりのあるまち」

#### 現状と課題

##### 化学物質に関わる大気汚染

野焼きに対する法規制がなされたにもかかわらず、一般家庭や事業所において、野焼きや不適正な焼却炉による焼却が行われているところがあり、煙・悪臭等の発生により大気環境が悪化します。事業活動や廃棄物処理施設からの化学物質の排出と拡散は、現状では十分に把握されておらず、環境への影響を懸念する見方もあります。

##### 自動車に起因する諸問題

市内では碎石などを運搬する大型貨物車（ダンプカー）の通行量が多く、排気ガス、騒音、振動、粉じん等により市民生活に多くの影響を与えています。

圏央道の開通に伴う、排気ガスなどの大気汚染の影響や振動・騒音の問題については、今後、圏央道の延伸による交通量の増加が予想されることから、今後の動向を見守ることが必要です。

#### 生活環境における大気の問題

##### 身近な大気の問題

日常生活にある騒音は、拡声器や自動車による騒音、工場や工事現場の騒音、生活騒音などです。また喫煙に関わる問題では、分煙意識がまだ徹底されていないのが現状です。そして現在の建築材に使用されている室内化学汚染物質が原因となる、シックハウス症候群、悪臭や光害等による問題も取り上げられるようになってきました。

さらに青梅市のスギ・ヒノキ花粉の飛散数は区部や多摩東部地域と比較すると多く、かなりの人が花粉症に悩んでいるといわれ、ディーゼル車の排気ガスと花粉との複合により、発症率が上昇しているという都の研究が注目されています。また電磁波等による影響についても、国内外で研究が行われています。

スギ・ヒノキ花粉発生状況

(単位：個/cm<sup>2</sup>)

測定地点	平成13年度	平成14年度	平成15年度
千代田	3,696	6,459	3,622
葛飾	2,299	3,562	1,576
大田	3,250	7,999	4,815
杉並	3,863	5,630	3,834
北	3,233	5,547	2,886
小平	3,804	3,976	2,147
調布	3,513	5,321	4,402
町田	7,529	7,813	3,529
八王子	8,671	10,181	6,882
あきる野	10,284	15,618	10,130
青梅	10,826	16,679	10,234

出典：東京都福祉保健局ホームページより抜粋

## 大気汚染と健康問題

青梅に移住してくる人の多くは、良い環境、良い空気を求めて転居されてくるようです。しかし青梅市の「都認定喘息患者の人口に対する割合」は、残念ながら都内でトップとなっています。大気汚染や局地気象との関わりを含め、総合的な視点から早急に、大気と健康への影響を究明する必要があります。

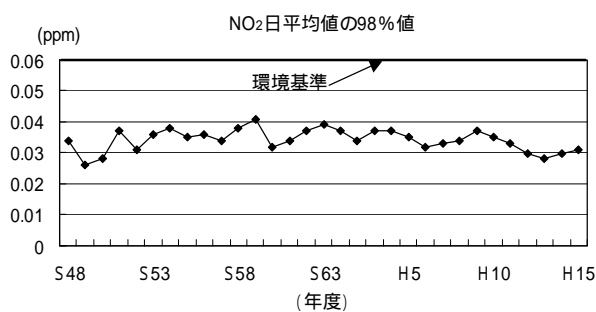
## 気象的、地形的条件による大気の問題

大気の問題は地域単独で考えることは大変難しい問題です。青梅は緑に囲まれ、西側に深い山地をかかえる地形で、汚染排出源となるような施設はありませんが、実際には、汚染物質の大規模な発生源である東京都の区部や京浜工業地帯の影響をかなり受けているものと思われます。青梅市の大気汚染対策については、広域的な取組が必要となります。

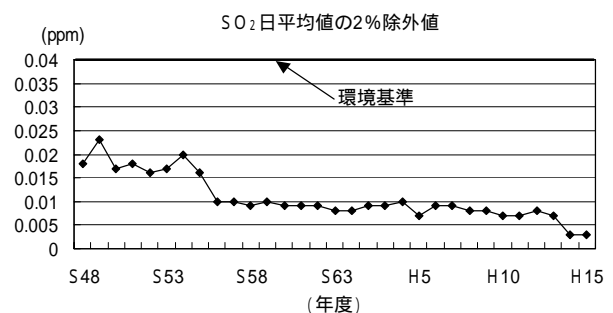
なお、市内のNO<sub>2</sub> とSO<sub>2</sub>、およびCOについては環境基準は達成していますが、SPMとO<sub>x</sub>については達成されていません。

### 大気汚染常時測定結果の推移（青梅市東青梅測定局）

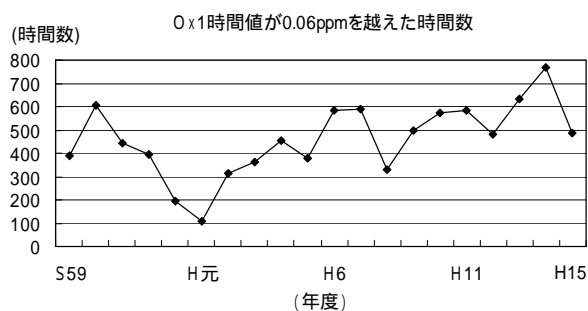
#### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）



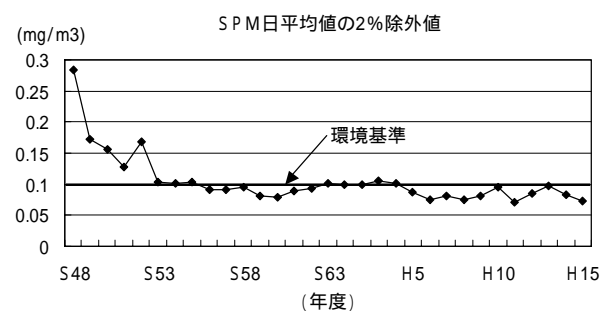
#### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）



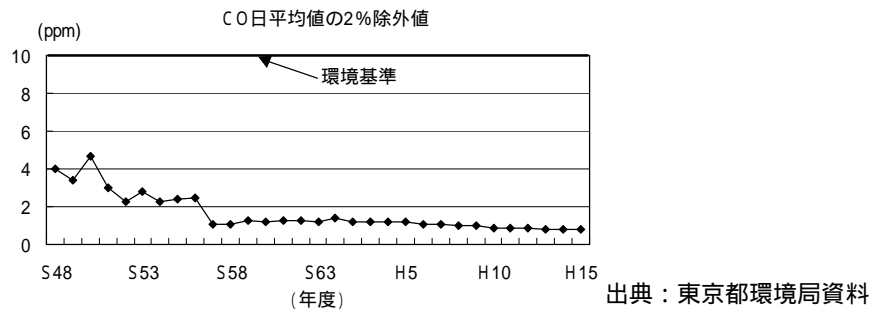
#### オキシダント（O<sub>x</sub>）



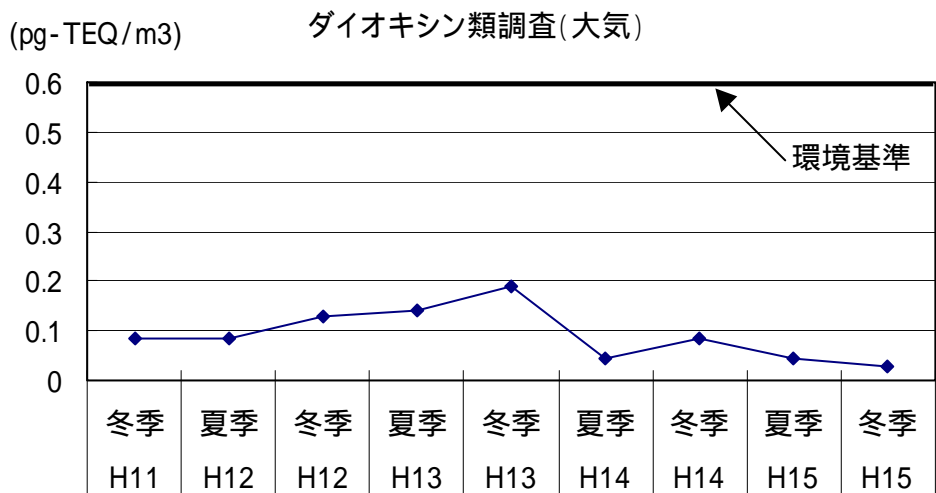
#### 浮遊粒子状物質（SPM）



一酸化炭素 (CO)



ダイオキシン類調査結果の推移 (青梅市役所屋上 年2回測定)



出典：青梅市環境経済部資料

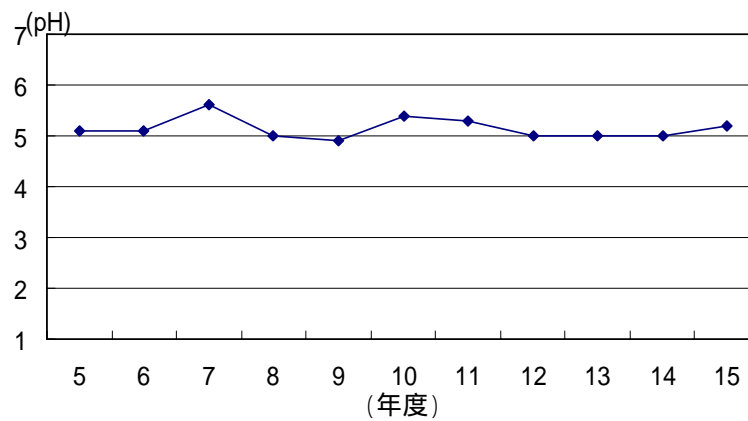
---

## 地球規模の大気汚染

大気汚染に関わる広域的な環境問題として地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、化学物質の拡散が年々深刻化しています。これらの問題は一地方自治体の取組で解決するのは困難ですが、様々な地域に大気汚染防止の取組が拡大することによって、相乗的に作用し、世界的な規模の汚染問題解決への取組を可能にすることが期待されます。

市内の雨中酸性度は、ほぼ 5 前後を推移しています。(下グラフ参照)

雨中の酸性度の推移



出典：青梅市環境経済部資料

取組の枠組み

基本方針は大きく、化学物質汚染、自動車、生活環境、広域的な大気環境の4つに分けています。化学物質汚染はごみの焼却や事業所からの排出ガス、自動車は自動車等の交通機関との関わり、生活環境は日常生活との関わり、広域的な大気環境は地球規模の周辺地域を含めた、それぞれ大気に関する環境への取組を示しています。



取組内容  
基本方針(1) 化学物質汚染から大気環境を守る

環境目標

番号	指 標	現況値	目標値
1	二酸化硫黄濃度 (市役所屋上)	0.003ppm 平成15年度	現況値以下
2	大気中ダイオキシン類濃度 (市役所屋上)	0.029～0.043 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 平成15年度	現況値以下

現況値出典：東京都環境保全局資料、青梅市環境経済部資料

現況値が環境基準を達成している場合は、現況値以下を目標値とします。

二酸化硫黄の大気汚染環境基準(1時間値の1日平均値が0.04ppm以下でありかつ1時間値が0.1ppm以下であること)

ダイオキシン類の大気汚染環境基準(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下)

取組の方向性 ア ごみ等の自家焼却によるばい煙等の削減

ごみの自家焼却によるばい煙発生を削減する対策を進めます。

具体的施策1 自家焼却や野焼き等の規制の徹底

ごみの自家焼却や野焼き等による大気への影響を、市民に知らせ削減します。

主体別取組

市民	ごみは市のごみ処理ルールに従って排出し、自家焼却はしません。 近隣で声を掛け合い、ごみ等の自家焼却を抑止します。
市民団体	自家焼却の抑止に取り組みます。
市	ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。 剪定枝等は資源化を推進し、自家焼却の防止に取り組みます。
事業者	ごみの排出方法について、市に協力し、市民・市民団体の意見に耳を傾けます。 廃棄物は法令に従って排出し、自家焼却抑止の努力と燃やさない工夫を行い広めます。 焼却炉を使用している事業者は、管理を適正に行います。
滞在者	行楽地でのごみ焼却の規制に協力します。

### 取組の方向性 イ ごみ処理施設の適正な管理

ごみ処理施設から汚染物質が飛散しないよう、対策に取り組みます。

#### 具体的施策2 ごみ排出量の削減

ごみ排出量そのものを削減することにより、ごみ処理施設からの汚染物質の飛散等を軽減します。

#### 主体別取組

市民	自治会等と連携して、ごみ減量活動を積極的に行います。 1人1日100gごみを減量するよう努力します。
市民団体	ごみ減量キャンペーンを行います。 環境調査や監視活動をします。 市民活動と市の施策実施の支援と広報を行います。
市	抜本的なごみ減量対策の実施に向けて努力します。 当面市民1人1日100gのごみ減量に向けて、ごみ処理の現状等について、市民・事業者等を対象として講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、協力を要請します。
事業者	資源回収業および再資源化産業等と連携をはかります。 廃棄物減量への努力をします。 産業廃棄物の発生を抑制するよう努力し、化学物質の拡散を極力防止します。
滞在者	ごみの持ち帰りを徹底します。

### 取組の方向性 ウ 事業所などによる大気への負荷の削減

事業所などにおける様々な大気汚染の原因となるものを明確にし、削減対策を進めます。

#### 具体的施策3 事業所などからの有害物質排出量の抑制

大気汚染を軽減するために、事業活動により排出される有害物質を抑制します。

#### 具体的施策4 大気汚染防止設備の充実

充実した大気汚染防止設備によって、有害物質の排出量を抑制します。

#### 主体別取組

市民	事業所などの有害物質の排出に注意を払い、市と連携し抑制を働きかけます。
市民団体	市民や市と協力して、有害物質排出抑制への働きかけをします。
市	事業所などの大気汚染物質について、状況の把握と事業者への指導を行います。 大気汚染防止設備の改善に当たっては助成を行います。
事業者	施設を整備・改善し有害物質排出の抑制に努めます。 大気汚染防止設備の定期的な点検整備を実施します。

## 基本方針（２）自動車による負荷から大気環境を守る

### 環境目標

番号	指 標	現況値	目標値
1	主要交差点における二酸化窒素の測定値（ppm）	0.028～0.012	現況値以下
2	主要道路における騒音の測定値（db）	71～51	現況値以下

現況値出典：青梅市環境経済部資料

現況値が環境基準を達成している場合は、現況値以下を目標値とします。  
二酸化窒素（1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーンまたはそれ以下であること）、  
道路騒音（昼間70db、夜間65db）

### 取組の方向性 ア 道路とその道路周辺環境の改善

道路周辺に拡散する汚染された大気について、交通環境の現状を見直すことによって問題を改善する方向を見出します。

#### 具体的施策5 徒歩や自転車の活用

自動車の排気ガスによる大気汚染を削減するため、徒歩や自転車を活用します。

#### 具体的施策6 駐輪場や道路の整備

徒歩や自転車の活用に必要な道路や駐輪場の整備を行います。



#### 具体的施策7 街路樹の植栽

街路樹を保全して、交通環境の整備を進めます。

#### 具体的施策8 圏央道や一般道路の騒音および大気汚染対策

道路から発生する騒音や大気汚染の対策を行います。

#### 具体的施策9 トラック等の運搬車両の粉じん防止対策

トラック等から発生する粉じんの改善を推進します。

## 主体別取組

市民	日常生活の中で徒歩や自転車の利用を心がけます。 歩道等の整備が必要な地域および場所を市に知らせます。
市民団体	歩道等の整備が必要な地域および場所の情報を把握し、市への連絡をします。 粉じん被害について、住民や市と協力して抑制への働きかけをします。
市	徒歩および自転車の利用促進のキャンペーンをします。 自転車の活用が進むよう、道路を整備します。 街路樹を保全して、交通環境を整備します。 道路の騒音および大気汚染対策に取り組みます。 トラック等を原因とする粉じん被害の防止に取り組みます。
事業者	徒歩や自転車による通勤を奨励します。 常に粉じん飛散防止に注意を払い、防止対策を行います。

## 取組の方向性 イ 自動車所有者の責務

なるべく自動車の使用を控えたり、効率的な使用方法を考えて、環境負荷の削減に取り組みます。

## 具体的施策 10 マイカーの使用を控える

環境に負荷を与えるマイカーの使用を控えます。

## 具体的施策 11 ノーカーダーの推進

ノーカーダーを推進します。

## 具体的施策 12 低公害車の導入推進

自動車一台一台からの排気ガスを少なくしていくために、低公害車へ切り替えていくことを推進します。

## 具体的施策 13 路上駐車をなくす

渋滞の原因となる路上駐車を減らし、環境負荷を削減します。

## 具体的施策 14 事業車両の効率的な運用

事業車両の適正な運用によって、環境負荷を削減します。

## 具体的施策 15 駐停車時のアイドリングストップの徹底

大気汚染を軽減するため、アイドリングストップを徹底します。

## 具体的施策 16 車両の適正整備

車両の整備不良による大気汚染などの公害を防止します。

## 具体的施策 17 大型車両運転者への啓発

大型車両の運転者に啓発を行うことで、環境負荷の削減を図ります。

## 主体別取組

市民	<p>なるべく車の使用を控えるように努めます。</p> <p>駐車場の利用など、路上駐車をやめるよう努めます。</p> <p>ノーカーデーに積極的に協力します。</p> <p>車の購入・買い替え時に低公害車を選択するよう努力します。</p> <p>アイドリングストップを実施します。</p> <p>車の運行状況に注意を払い、良好な状態を保ちます。</p>
市民団体	<p>マイカーの使用を控えるよう呼びかけます。</p> <p>市と連携し、アイドリングストップのキャンペーンを実施します。</p>
市	<p>広報などを通してノーカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。</p> <p>市職員の通勤時のマイカー使用を制限します。</p> <p>公用車は率先して低公害車へ切り替えます。</p> <p>自動車による大気汚染のメカニズムを事業者・市民に知らせます。</p> <p>公用車の適正な運用を行います。</p> <p>アイドリングストップの重要性を周知します。</p> <p>大型車両運転者へ啓発活動や広報を実施します。</p>
事業者	<p>ノーカーデーなど従業者へマイカーの使用を控えるよう呼びかけます。</p> <p>マイクロバス等による送迎などで、通勤に使われる自動車交通量の削減を図ります。</p> <p>事業車両を積極的に低公害車に切り替えます。</p> <p>事業車両の運用・運行計画を見直します。</p> <p>使用車両の適正整備など、管理を徹底します。</p> <p>大型車両の運用について、運転者への教育を行います。</p> <p>アイドリングストップの実施に取り組みます。</p>
滞在者	<p>なるべく公共交通機関を利用します。</p> <p>駐車場の利用など、路上駐車をやめるよう努めます。</p> <p>車両の適正な運転を心がけます。</p>

## 取組の方向性 ウ 公共交通機関の整備と利用促進

車社会による環境に及ぼす負荷は非常に大きいものです。公共交通機関の整備と市民の前向きな利用によりこの問題の解決をはかります。

### 具体的施策 18 マイカーからの利用転換の促進

利用する交通手段をマイカーから公共交通機関への転換を促進します。

### 具体的施策 19 公共バスの低公害車化

公共バスを低公害車に切り替え、公共交通機関の低公害化を進めます。

### 具体的施策 20 鉄道・公共バスの増便推進と交通網の充実

公共交通機関が利用されやすいように、増便や交通網の充実を促進します。

### 具体的施策 21 公共交通機関活用の積極的広報

公共交通機関がもっと活用されるように積極的に広報します。

## 主体別取組

市民	公共交通機関を積極的に利用します。 鉄道やバスの増便と交通網の充実について、事業者および市に働きかけます。 公共交通機関を活用するようPRのボランティア活動に積極的に参加します。
市民団体	鉄道・バスの増便推進と交通網の充実、公共交通機関活用について、支援活動を行います。
市	コミュニティバスの運行など、交通網整備を検討します。 バスの事業者到低公害車化を要望します。 鉄道・バスの事業者増便を要望します。 公共交通機関の利用促進を図ります。
事業者	バスを積極的に低公害車へ転換します。 鉄道やバスの増便と交通網の充実について、行政と協働して推進します。 公共交通機関の利用について、様々なメディアを活用し、積極的なPRをします。
滞在者	観光などのときは、公共交通機関を利用します。

## 基本方針（３）生活環境における負荷から大気環境を守る

### 取組の方向性 ア 分煙意識の確立

喫煙者は非喫煙者の迷惑になることを認識し、喫煙に際して、分煙への配慮をします。

#### 具体的施策 22 非喫煙者の健康への配慮

たばこの煙によって非喫煙者の健康を害しないよう、喫煙者は配慮します。



### 主体別取組

市民	喫煙者は、非喫煙者への思いやりを持ちます。
市民団体	集会場などで分煙を徹底します。 喫煙者や非喫煙者に与える健康への影響を広く知らせます。
市	喫煙のマナーアップや健康への影響について広報します。 公的施設での分煙を徹底します。 歩行禁煙などの条例化を検討します。
滞在者	喫煙マナーを守ります。

### 取組の方向性 イ シックハウス対策の徹底

日用品および工業製品、建築資材における化学物質が健康に及ぼす影響を認識し解決に取り組みます。

#### 具体的施策 23 有害物質の使用制限

身のまわりで使用されている有害物質の使用を制限し、健康を守ります。

### 主体別取組

市民	シックハウス等の症状および原因を良く理解し、改善のために積極的に行動し対処します。
市	市民や事業者へ、シックハウス・シックスクール等の影響について知らせます。 公共施設においては、シックハウス対策資材を使用します。
事業者	シックハウス等の原因となる化学物質を使用しません。

### 取組の方向性 ウ 悪臭等の防止対策

健康に影響を及ぼしたり不快な思いをさせる悪臭の発生源の特定と防止対策を行います。

#### 具体的施策 24 発生源の究明と防止対策

悪臭の原因を究明することで、問題を軽減し解決をはかります。

## 主体別取組

市民	悪臭の発生源および被害状況の情報提供を行います。 ペットやごみ等家庭生活に係わる悪臭に注意を払います。
市民団体	発生源を調査するなど地域内の情報を提供します。
市	関係機関と連携し迅速な対応を行います。 悪臭防止対策を行います。
事業者	発生源とならないような事業活動を行います。

## 取組の方向性 エ 花粉症対策の推進

スギ・ヒノキの花粉で悩んでいる人が多く見られます。花粉症は花粉のみでなく化学物質との複合により発症すると言われており、対策を検討する必要があります。

## 具体的施策 25 針葉樹林の適正管理

針葉樹林を良好な環境に保つことで、発生する花粉の量を抑制します。

## 具体的施策 26 広葉樹林の割合を増やす

花粉症の原因となっているスギやヒノキに代わって、広葉樹を増やします。

## 主体別取組

市民	山林の管理や植林作業のボランティアへ積極的に参加します。
市民団体	植林作業ボランティア活動を支援します。 地域の山林の状況を市と連携して把握します。
市	山林の適正管理と広葉樹林化について、山林所有者への働きかけと助成を行います。
事業者	事業者は市民団体や市と連携し、適正な樹林の管理を行います。 広葉樹の植林を心がけます。

## 取組の方向性 オ 騒音・振動・粉じん・光害の削減

騒音・振動・粉じん・光害の対策を進めます。

## 具体的施策 27 低周波公害発生源対策の実施

低周波騒音・振動の対策を進めます。

## 具体的施策 28 生活騒音の抑制

生活する上で発生する騒音について、近隣等に配慮し迷惑とならないよう心がけます。

## 具体的施策 29 建設・解体工事等の騒音・振動防止、粉じん防止対策

建設・解体工事等を実施する際は、低騒音・低振動タイプの機械を使用することで、騒音・振動を軽減し、また、粉じんの発生防止対策を行います。

## 具体的施策 30 光害の抑制

照明などによる光害対策に取り組みます。

## 主体別取組

市民	楽器や音響拡声装置等の使用時に近隣へ配慮します。 粉じんによる被害状況を把握し、市と連携して粉じん防止の働きかけをします。
市民団体	地域活動における拡声装置等の使用に注意します。 粉じん防止対策について、住民や市と協力して抑制への働きかけをします。
市	騒音・振動・粉じん等について、被害状況を発生原因者に知らせ、具体的な改善策を指導します。 低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。 光害について、調査と対策に取り組みます。 電磁波について情報提供します。
事業者	低周波公害をよく認識し、抑止対策に最善を尽くします。 拡声装置の使用を極力控えます。 事業活動から発する騒音を抑制するよう心がけます。 建設・解体工事には、低騒音・低振動の建設機械を使用します。 常に粉じん飛散防止に注意を払い、防止対策をします。
滞在者	行楽の際に騒音等を発生させて、近隣の迷惑にならないよう注意します。

## 取組の方向性 カ 大気環境調査

市街地とそうでない地区、平野部と山間部等青梅の大気環境は地域によって異なった状況があります。地域的な特性を考慮した大気の調査を行います。

### 具体的施策 31 測定ポイントの充実

市内の多様な環境を考慮して大気環境を測定します。

## 主体別取組

市民	測定ポイントに対する意見を提出します。
市民団体	測定ポイントに対する意見を提出します。
市	継続的な調査、連続的なデータの蓄積を行います。 調査データの分析を行い、問題があれば対策に取り組みます。

## 取組の方向性 キ 目標の設定

良い環境を守ることを目標とした青梅独自の大気の基準を、地域的な特徴を考慮して設けます。

### 具体的施策 32 目標の設定

青梅独自の目標値の設定を検討します。

## 主体別取組

市民	検討の場に参加します。
市民団体	他地域の情報を提供します。
市	市民・事業者等からの意見を聞いて検討します。
事業者	検討の場に参加します。

## 基本方針（４）地球環境に与える負荷から大気を守る

### 取組の方向性 ア 地球温暖化防止への取組

化石燃料の大量消費、自然破壊による緑地の減少などによる、地球温暖化が様々な現象として顕れてきていることを認識し、地球温暖化防止対策に取り組みます。

#### 具体的施策 33 化石燃料の削減と新エネルギーの利用促進

温室効果ガスを大量に発生させる化石燃料の使用量を削減し、新エネルギーへ転換することで、温暖化防止に取り組みます。

#### 具体的施策 34 省エネルギーへの取組

二酸化炭素排出量の少ないエネルギー活用技術を導入・普及するとともに、エネルギーの消費を見直し、省エネルギーを心がけます。

#### 具体的施策 35 緑地の拡大

温室効果ガスを吸収する緑地を増やします。

### 主体別取組

市民	温室効果ガスを大量に発生させないライフスタイルに転換します。 生活におけるエネルギーの消費をチェックし改善に努めます。 身の回りの緑化を自発的に行います。 緑化活動にボランティアとして参加します。
市民団体	地域の緑化に努め、様々な企画を行います。
市	自動車および事業所からの温室効果ガス発生抑制の啓発をします。 公共施設における省エネルギー化および新エネルギーの利用促進に努めます。 省エネルギーのための啓発支援を行います。 市全域における緑地の保全に努めます。
事業者	事業活動の見直しによる化石燃料消費の削減と新エネルギーへの転換を進めます。 使用設備の見直しと省エネルギー設備への転換をします。 事業所内の緑化に努めます。

### 取組の方向性 イ オゾン層破壊の防止

オゾン層破壊による絶滅種の拡大および皮膚癌などの増加が現実の問題となっています。フロンをはじめとするオゾン層破壊物質の使用と拡散を防止します。

#### 具体的施策 36 フロンガスをはじめとするオゾン層破壊物質の拡散防止

オゾン層破壊物質の拡散を防止することで、地球環境を守ります。

### 主体別取組

市民	冷蔵庫・空調機等のフロンガス使用機器の不法投棄は行いません。 フロンガス回収に協力します。
市	オゾン層破壊物質の使用禁止の広報に努めます。
事業者	フロンガスの拡散防止に努め、オゾン層破壊物質は使用しません。

---

## 取組の方向性 ウ 酸性雨被害の防止

酸性雨による被害の状況を明らかにし、その要因となる窒素酸化物 や硫黄酸化物 の排出抑制に努めます。

### 具体的施策 37 酸性雨の要因となる窒素酸化物や硫黄酸化物の削減

窒素酸化物や硫黄酸化物の発生を削減し、酸性雨による被害を防止します。

#### 主体別取組

市民	酸性雨被害の情報を提供します。 化石燃料の使用量削減に努めます。
事業者	事業活動および使用車両による化石燃料使用量の削減と新エネルギーの転換に努力します。

## 取組の方向性 エ 有害化学物質汚染の防止

ダイオキシン類や環境ホルモンに代表される有害化学物質が人体に与える影響を理解し、防止策を講じます。

### 具体的施策 38 有害化学物質の適正な管理

有害化学物質について、情報を伝え、適正な管理を促します。

#### 主体別取組

市	市民および事業者へ有害化学物質の情報提供をします。 都や国と連携し汚染防止対策に努めます。
事業者	有害化学物質の危険性に対する認識を持ち、事業活動を行います。